

## 第6章 公共施設の課題と今後のあり方

### 1 公共施設を取り巻く課題

#### (1) 公共施設の老朽化と更新需要の増大と集中

本市は、昭和55年から平成9年にかけて、多くの公共施設を整備してきましたが、平成25年3月末現在、それらの公共施設が建築後20年から30年程度経過しています。

全施設における建築後30年以上経過した建物の割合は約30%、20年以上のものを含めると62.5%になります。将来の更新費用の試算によると、大規模改修が今後10年間に集中し、更新（建て替え）は平成40年から更新需要が始まります。

このように、今後確実に訪れる公共施設の老朽化と更新需要の増大と集中に対応する必要があります。

#### (2) 少子高齢社会の到来と人口減少によるニーズの変化

国立社会保障・人口問題研究所が公表（平成25年3月）した「日本の地域別将来推計人口」によると、本市の将来推計人口は平成37年には8万人を下回り、平成52年には約6万5千人になると推計されています。また、平成22年の国勢調査では年少人口の割合は約12.1%でしたが、平成52年には約8.9%に減少し、平成22年の老年人口の割合は約27.2%でしたが、平成52年には40.2%に増加すると推計されています。

今後、人口減少、少子高齢化の進展による世代構成の変化により、子育て支援施設や学校教育施設では余剰が発生し、高齢者を対象とした保健福祉施設の需要が高まるなど、公共施設へのニーズが変化することが予想されます。

このような状況変化に合わせた、施設規模の見直し、既存公共施設の活用や整備を通じ、市民ニーズに適切に対応する必要があります。

#### (3) 公共施設にかけられる財源の限界

本市の財政状況は、景気の回復基調はあるものの、原子力発電所の運転停止や少子高齢化による人口減少などの影響により歳入の根幹である市税収入の大きな伸びは期待できないことや、一方の歳出では、扶助費（福祉や社会保障関係経費）の増加傾向などにより、今後も予断を許さない状況が予想されます。

平成24年度から10年間の財政計画では、公共施設の整備更新などに支出できる投資的経費は、毎年度概ね40億円程度を計上しています。ただし、投資的経費には、市道や橋梁の整備などの事業費も含まれており、公共施設の整備更新に支出できる経費にも限度があります。

また、整備された公共施設の機能を適切に保つためには、維持管理や運営に係る経常的な費用も毎年度必要となります。

このように、公共施設の整備更新や維持管理に支出できる財源には限界があることを前提に、公共施設のあり方を検討する必要があります。

#### (4) 分野別にみた公共施設の現状

本白書で実施した利用度とコストによる相対的評価及び分析の結果、以下の3つの課題を把握しました。①学校施設などのように利用者の状況にばらつきがあり、少子化等の進展により対応が必要な施設、②コミュニティセンターなどのように費用対効果の改善を図って行っていくためにコストと利用度のバランスを再検討すべき施設、③庁舎などのように維持管理の効率をより向上させるために維持管理方法の見直しが必要な施設の存在があり、今後個別に検討する必要があります。

## 2 公共施設マネジメントに対する基本的な考え方

本白書で把握した課題を基に、必要な公共施設マネジメントとして、人口動態、市民ニーズ及び財政状況を踏まえ、時々刻々と変化する社会環境に対応して意思決定を行っていくことで、行政経営プランで示している最適な保有量と最適な管理運営を行っていく必要があります。

そこで、公共施設マネジメントについて具体的な方向性として、以下の3つを掲げ、持続可能な施設の運営管理を行ってまいります。

#### (1) 人口減少を見据えた公共施設の適正配置と整備更新

本市は、市域が広く、地域ごとにコミュニティが確立しており、各地に公共施設等が設置されています。また、住民ニーズに即した公共施設が数多く設置されています。

今後は、人口減少や少子高齢化を見据えた、施設の適正配置や整備更新を行う必要があります。

また、今後の財政見通しでも、施設の整備更新や維持管理に支出できる財源には限界があることから、現在の施設をそのまま保有し続け、更新することは、困難な状況です。

しかし、各施設には、それぞれの設置目的があり、その地域あるいは固有の歴史的背景があることも事実です。施設の適正配置や更新に当たっては、地域特性や今後の国の制度改革等も考慮しながら、進めていく必要があります。

#### (2) 市民ニーズに適時に対応できるマネジメント体制の構築

少子高齢化の加速により、市民ニーズは変化していきます。第四次総合計画後期基本計画で掲げている「市民ニーズに的確に応える行政経営」を行っていくためには、市民ニーズの変化に適時に対応して各地の公共施設等の用途転換・統廃合・廃止等の意思決定を行っていくことが重要です。そこで、こうした意思決定を可能とするためのマネジメント体制を整えます。これにより、未利用施設を最小限にするなど、常に公共施設が有効に活用されている状態を保ちます。

#### (3) 管理手法の不断の見直し

今後、公共施設の建て替え更新を行っていくにあたり、より市民ニーズを満たし財政的にも経済的な手法を取り入れていく必要があります。

そして、既存施設の維持管理においては、コスト意識を反映し、長寿命化を図るため、壊れたら直す「事後保全」から計画的な修繕や改修による「予防保全」を行うための体制整備も必要となります。

また、ESCO 事業や指定管理者制度の推進など、これまでの施設設置時点にはなかった官民連携手法などが発達していることから、既存の施設においてもこうした管理手法を積極的に取り入れていき、効率的な管理を実現していきます。

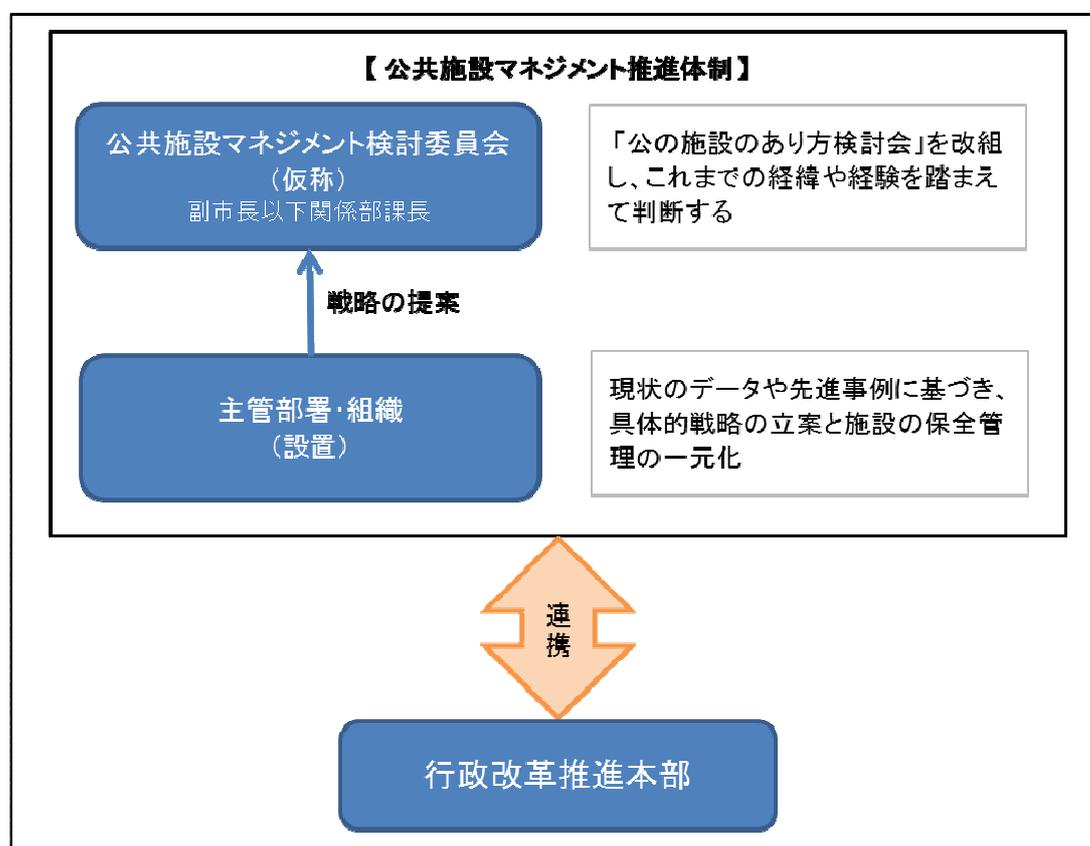
### 3 公共施設マネジメントの推進体制

これまで、庁内に「公の施設のあり方検討会」を組織し、公の施設等の抜本的な見直し・活用策の検討を行ってまいりました。これにより、明らかに検討すべき施設等である 46 施設について、見直しを図ってきたところです。

今後は、この検討会を改組し、公共施設全体に広げたマネジメントを検討する体制にしておくことも必要と考えています。

また、施設の現状のデータや先進事例に基づいて、どのようにマネジメントしていくかを、財政状況や住民ニーズ等を踏まえ、最適な保有量の検討と最適な管理運営を実現していくための主管部署の設置も必要であると考えています。主管部署での具体的戦略の立案をもとに、「公共施設マネジメント検討委員会（仮称）」にて適時かつ適切な判断を行ってまいります。

また、公共施設マネジメントの推進に当たっては、行政改革推進本部とも連携し、より計画的な整備更新と保全管理、資産の有効活用も図れる体制を構築してまいります。



#### 4 今後の進め方

公共施設マネジメントの取組は、単独の年度で完結するものではなく、中長期的な取組となります。また、公共施設マネジメントの取組は、平成 26 年度から平成 28 年度までを計画期間とする行政経営プランや、平成 29 年度からを計画期間とする次期総合計画の策定の取組との連携も図る必要があります。

##### (公共施設マネジメントの取組)

今後は、公共施設白書の分野別評価や施設別評価の結果に基づき、公共施設の適正配置や保全を含む具体的な取組を進めていくことになります。

平成 26 年度は、将来的な方向性や進め方など基本的な方針の策定、平成 27 年度は、施設保全・再配置計画の策定を行います。これらの取組を経て、平成 28 年度以降、主管部署・組織の設置、計画の実行・推進を行っていくことになります。

##### (行政経営プランとの連携)

平成 25 年度は、公共施設マネジメントの取組と併せて、行政経営プランの策定を行いました。この行政経営プランは、公共施設マネジメントを含めた行政改革全般について方向性を示すものであり、公共施設マネジメントの取組で検討した方向性を反映しています。

##### (次期総合計画との連携)

公共施設マネジメントの取組を具体化するタイミングと次期総合計画の策定作業がほぼ同時期に行われることになります。公共施設マネジメントの取組でコンセンサスが取れた事項については、順次次期総合計画に反映してまいります。

